

定期検査手数料表

山形県条例第8号 (山形県手数料条例 平成12年4月1日施行)
 (" " 平成26年4月1日改正)
 (" " 令和元年10月1日改正)

【集合検査】

種類	能力	金額(円) 非課税
	指示はかり	100kg 以下のもの 500
	(バネはかり) (振子はかり)	250kg 以下のもの 900
		500kg 以下のもの 1,600
		1t 以下のもの 2,200
	台手動はかり (台はかり)	100kg 以下のもの 550
	(注)おもり付きでないもの 150kg以下のもの50円減額 150kgを超え1t以下のもの60円減額	150kg 以下のもの 950
		250kg 以下のもの 960
		500kg 以下のもの 1,660
		1t 以下のもの 2,260
	不等比皿手動はかり (皿はかり)	100kg 以下のもの 550
	(注)おもり付きでないものは50円減額	
	棒はかり	310
	直線目盛指示はかり (直目)	300
	等比皿手動はかり (等比皿)	100kg 以下のもの 620
	手動指示併用はかり (指示併用)	100kg 以下のもの 550
	手動天びん	100kg 以下のもの 620
	電気式はかり (電気抵抗線式はかり) (誘電式はかり) (電磁式はかり) (その他の電気式はかり)	100kg 以下のもの 1,400
250kg 以下のもの 1,800		
500kg 以下のもの 2,300		
1t 以下のもの 3,200		

【留意事項】※次の場合については、所在場所定期検査となります。(裏面、特定計量器検査料参照)

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難な場合 【例】ひょう量1tを超えるはかり、特殊なはかりなど
- (2) その構造上、運搬することにより、破損又は精度が落ちるおそれがある場合 【例】目量の数が6,000を超える高精度のはかりなど
- (3) 土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難な場合 【例】自動包装値付機はかり、トラックスケールなど
- (4) 受検計量器の数が多く、使用者が所在場所での検査を希望する場合 など

山形県指定定期検査機関 一般社団法人山形県計量協会 山形市松栄二丁目2番1号
 TEL (023)-644-9811
 FAX (023)-644-9810

特定計量器検査料

【所在場所定期検査・計量証明検査・依頼検査】

(消費税10%込)

種類	能力	検査料(円)	備考	
電気式はかり	電気抵抗線式はかり	30kg 以下 100kg 以下		
	誘電式はかり	250kg 以下 500kg 以下		
		1t 以下 2t 以下		
	電磁式はかり	5t 以下		
	その他の電気式はかり	5t 以下		
	機械式はかり	等比皿手動はかり		20kg 以下
指示併用はかり		50kg 以下 100kg 以下		
		150kg 以下 250kg 以下		
皿手動はかり		500kg 以下 1t 以下		
		2t 以下 5t 以下		
台手動はかり		5t 以下		
手動天びん		5t 以下		
棒はかり		50kg 以下 50kg を超えるもの	940 1,160	
		直線目盛指示はかり	50kg 以下	610
大型はかり		5tを超える 運搬車両はかり	10t 以下	検査分銅運搬費は 別途金額加算
	20t 以下			
	30t 以下			
	40t 以下			
	50t 以下			
	50t を超えるもの			
上記全種類	最小目量または感量がひょう量の1/10,000未満		上記検査料の2倍	
皮革面積計		15,400		

●検査分銅運搬費 中型はかり(300kg以上5t以下)

下記金額を加算します。但し300kg未満については原則として加算しない。

(300kg以上500kg以下3,300円、500kgを超え1t以下5,500円、1tを超え2t以下11,000円、2tを超え5t以下16,500円)

●支払方法 検査料等は現金払いを原則とします。但し請求手続により後日支払を申しでた場合は、検査が終った日から10日以内に、下記口座に振込んでください。

山形銀行南館支店 (普通)No. 0101834
 荘内銀行山形営業部(普通)No. 129732

郵便振替 02490-0-957

山形県指定定期検査機関・指定計量証明検査機関
 山形市指定定期検査機関

一般社団法人 山形県計量協会

山形市松栄二丁目2番1号
 TEL (023)644-9811
 FAX (023)644-9810